



認知症対応型共同生活介護 サービス利用料金表

R6.6. 1 現在
単位:円／日

費 目			要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
保 険 給 付	①	基本介護費	¥749	¥753	¥788	¥812	¥828	¥845
	②	サービス提供 体制強化加算(Ⅰ)	¥22					
	③	医療連携体制加算(Ⅰ)イ		¥57				
	④	医療連携体制加算(Ⅱ)	¥5					
	⑤	初期加算	※¥30					
	⑥	夜間支援体制加算(Ⅱ)	¥25					
	⑦	認知症専門ケア加算(Ⅱ)	※¥4					
	⑧	生産性向上推進体制加算	¥10					
	⑨	協力医療機関連携加算	¥100					
	⑩	認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	※¥150					
①+②+③+④+⑥+⑧+⑨=(イ)			¥968	¥972	¥1,007	¥1,031	¥1,047	¥1,064
(イ)×30日分=(ロ)			¥29,040	¥29,160	¥30,210	¥30,930	¥31,410	¥31,920
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (ロ)×18.6%=(ハ)			¥5,401	¥5,424	¥5,619	¥5,753	¥5,842	¥5,937
(ロ)+(ハ)+(ニ)+(ホ)=(ヘ)			¥35,409	¥35,556	¥36,836	¥37,714	¥38,299	¥38,921
保 険 外 給 付	⑦	家賃(水道光熱費含む)	¥43,200／30日分 (¥1,440／日)					
	⑧	朝食・昼食・夕食	¥42,000／30日分 ¥1,400／日(朝食¥350、昼食¥550、夕食¥500)					
	⑨	嗜好品費(おやつ等)	¥3,600／30日分 (¥120／日)					
	⑩	その他の料金	実 費					
⑦+⑧+⑨+⑩=(ト)			¥88,800／30日分(¥2,960／日)					
自己負担合計(30日分) (ヘ)+(ト)			¥124,209	¥124,356	¥125,636	¥126,514	¥127,099	¥127,721

【加算】

- ※ サービス提供体制強化加算 --- 次のいずれかに該当する場合に加算されます。
- (Ⅰ) 介護職員総数のうち介護福祉士が占める割合が70%以上の場合
 - (Ⅱ) 介護職員総数のうち介護福祉士が占める割合が60%以上の場合
 - (Ⅲ) 看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が75%以上の場合
 - (Ⅳ) 介護従事者総数のうち勤続7年以上の者の占める割合が30%以上の場合
- ※ 初期加算 ----- 入居された日から30日間加算されます。
- ※ 医療連携体制加算 ----- 医療連携体制加算(Ⅰ)
- ぐるーぷほーむ福の神の職員として、正看護師を1名以上配置又は、病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により看護師を1名以上配置し、日常の健康管理、医療機関との連絡調整を行っている場合に加算されます。
- また、医療的なケアが必要な者の受け入れされている場合に医療連携体制加算(Ⅰ)を算定している場合は医療連携体制加算(Ⅱ)が加算されます
- ※ 夜間支援体制加算 ----- 夜間及び深夜の時間帯を通じて介護職員を1ユニット1名配置することに加えて、夜勤を行う介護職員を1名以上配置することにより、加算されます。
- ※ 認知症専門ケア加算 ----- 次のいずれかに該当する場合に加算されます。
- (Ⅰ) 認知症日常生活自立度Ⅲ以上のものが、入居者の1/2以上
認知症介護実践リーダー研修修了者を1名以上配置
認知症ケアに関するミーティング・カンファレンスの定期開催
 - (Ⅱ) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)の要件を満たし、かつ、認知症介護指導者修了者・
認知症ケアに関する専門性の高い看護師 1名以上を配置し、研修計画の作成と実施
- ※ 認知症チームケア推進加算 ----- 認知症の行動心理症状の予防及び出現時の早期対応に資する認知症介護の指導に係る専門的を終了している者又は認知症介護のかかる専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防等ケアプログラムを含んだ研修を修了した者を1名以上配置し、かつ複数の介護職員からなる認知症心理症状に対応するチームを組んでチームケアを実施した場合に加算されます。
- ※ 生産性向上推進体制加算 ----- 見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で「介護サービスにおける生産性向上に資するガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に」とともに、事業年度毎に1回、生産性向上の取り組みに関する実績データーを厚生労働省に報告した場合に加算されます
- ※ 高齢者施設等感染対策向上加算 ----- 高齢者施設において、施設内で感染者が発生した場合に、感染者の対応を行う医療機関との連携上で施設内で感染者の療養を行うことや、他の入所者等へ感染拡大を防止する事が求められてい感染対策に係る一定の要件を満たす医療機関から、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等の実施指導を受けることで加算されます。
- ※ 協力医療関連携加算 ----- 認知症対応型共同生活介護において、協力医療機関との実効性のある連携体制を構築するため入所者の現病歴等の情報共有を行う会議を定期的に行うことにより加算されます
- ※ 介護職員等処遇改善加算 ----- 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算を一本化されます